

令和元年 11月 1 日

## 森林整備保全事業（治山・林道事業）の調査・設計等業務に関する事業者の皆様へ

### 「品質確保基準価格」を下回った応札の対応の変更について

予定価格が 100 万円を超え 1,000 万円以下の入札の場合で、落札価格が業務品質確保の観点から署長等が定める「品質確保基準価格」を下回る応札があった場合には、業務の履行に当たり契約相手方に品質確保のため、一定の義務を課しております。

現在、「品質確保基準価格」を下回った場合で、予定価格の制限の範囲内での最低価格の場合には保留をしないで、落札決定を行っていましたが、今後は、「品質確保基準価格」を下回った応札については、一旦、「保留」を行い、「保留」とした旨を入札者に連絡したのち、後日、落否決定を伝えることとします。

なお、保留中においては、契約相手方として、契約履行の是非を確認することとし、当該契約の内容に適合した履行が確認できない場合には、入札を無効として、有効な次順位者がいた場合にはその者と契約又は再入札等を行っていきます。また、無効とされた落札者においては指名停止措置の対象としません。

一方、保留中に、当該契約の内容に適合した履行が確認できた場合には、落札者との契約を行いますが、その際には、入札公告にある一定の義務付けも同時に履行していただきます。

以上のように今後、「品質確保基準価格」を下回った応札の対応について、変更しますので、お知らせします。詳細等については、該当するそれぞれの入札公告、入札説明書等で確認をお願いします。

（担当：北海道森林管理局 経理課）